

お知らせ版 No.1,491

2026年9月25日号

★発行／大石田町役場総務課

☎35-2111(内線218)

◎大石田町公式ホームページアドレス

<https://www.town.oishida.yamagata.jp>

保健福祉課から

目指せ！元気な百歳！

いきいき百歳体操のご案内

◆期 日／10月1日(木)、6日(火)、13日(火)、20日(火)、22日(木)、27日(火)

◆時 間／午前10時～1時間程度

◆場 所／大石田町役場「大会議室」

■保健福祉課 福祉介護グループ 介護保険担当
☎35-2111(内線165)

町民税務課から

特殊詐欺に遭わないために

◎10月は「特殊詐欺被害撲滅強化月間」です。

特殊詐欺の被害が止まりません。特殊詐欺に関する最新の情報を、家族や友人、職場の同僚等と共有し、対策を徹底することで、被害を未然に防ぎましょう。

◎ニセ警察詐欺に注意しましょう。

- ・警察官や検察官が、ビデオ通話やSNS等で警察手帳や令状を見せること、捜査名目で現金を要求することは絶対にありません。
- ・電話でお金のお話が出たら、一旦電話を切り、家族や警察に相談しましょう。

◎SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺の被害が増加しています。

- ・SNS等で投資や金儲けの話がされたら注意してください。
- ・SNS上でいくら親しくなったとしても、一度も会ったことがない人から金銭を要求されたら詐欺を疑い、家族や警察に相談しましょう。

◎犯人からの国際電話による詐欺電話を防ぐために有効な対策

- ・自宅の固定電話は、「国際電話利用休止」申込みをして、犯人からの詐欺電話をブロックしましょう。
- ・スマートフォンは、「警察庁推奨アプリ」をインストールして、犯人からの詐欺電話をブロックしましょう。

※必ず正規のアプリストア等からダウンロードしてください。

■町民税務課 生活安全グループ
☎35-2111(内線131)

廃棄物の不法投棄は犯罪です！

10月は、「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間です」。

不法投棄等を見かけた場合は、下記の「不法投棄110番」へご連絡ください。

また、海岸漂着ごみのおよそ7割は、内陸部のポイ捨てや屋外で放置されたプラスチックごみが川へ流れ、海にたどり着いたものです。

不法投棄されたものは、地域を汚すとともに海も汚します。みんなで不法投棄を撲滅しましょう。

■町民税務課 生活安全グループ

☎35-2111(内線131)

■村山総合支庁保健福祉環境部 廃棄物担当

☎023-621-8423

河川伐採木を提供します

◆日 時／10月25日(日) 午前8時から
※無くなり次第、終了

◆場 所／東根市大字若木
(村山野川 若木橋上流左岸)
尾花沢市大字正厳
(丹生川 西正厳橋上流右岸)

◆申込み／事前申込み不要

河川内支障木を自ら伐採し、利用を希望する方を募集します(助成金あり)

◆対 象／県内在住の方(個人・企業・団体不問)

◆場 所／尾花沢市(丹生川、西正厳橋上流左岸)

◆申込み／10月23日(金) 午後4時
までに下記にお申込みください。

■村山総合支庁 北村山河川砂防課
☎48-8555



安全な雪下ろし研修会を開催します

◆日 時／11月13日(金)
午後1時30分～午後3時

◆場 所／虹のプラザ「中会議室」

◆定 員／30名(先着順)

◆参 加 費／無料

◆申 込 み／右記二次元
バーコードより
お申込みください。

◆申込期間／10月1日(木)～
11月6日(金)

■村山総合支庁 北村山総務課連携支援室
☎47-8614



9月30日(水)は、固定資産税(第3期分)、国民健康保険税(第3期分)、介護保険料(第3期分)、後期高齢者医療保険料(第3期分)の納期限です。納め忘れが無いか確認しましょう。納付は便利な口座振替で！

「令和8年社会生活基本調査」を実施します

◆調査の概要／

社会生活基本調査は、わたしたちが1日にどのくらいの時間を仕事、家事、地域での活動に費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査します。調査の結果は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策など、各種行政政策の基礎資料として役立てられます。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

◆調査対象地区／庚申町地区の一部

※対象地区に居住する世帯の中から、調査対象となる世帯が無作為に選ばれます。

◆調査員／羽賀厚子 調査員

◆調査基準日／令和8年10月20日(火)

◆調査方法／

10月上旬に、山形県知事に任命された調査員が、調査対象となる世帯に調査書類を配布します。

■山形県みらい企画創造部統計企画課

☎023-630-2177

社会生活基本調査コールセンター

☎0570-07-2580(ナビダイヤル)・
03-4334-7881(IP電話)

9月～10月は「やまがたSDGs推進月間」です。(9月19日(土)～10月18日(日))

SDGsは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称で、「誰一人取り残されることのない」持続可能でより良い社会を目指す世界共通の目標です。

山形県では、県全体でSDGsの達成に向け行動する「やまがたSDGs推進月間」を設定します。「食べ残しをなくそう」、「家事や育児を平等に分担しよう」、「マイバッグを使おう」など、県ホームページに掲載している取り組み例なども参考に、皆さんも持続可能でより良い社会の実現に向けて、できることから取り組んでみましょう。

■町民税務課 生活安全グループ

☎35-2111(内線131)

県営住宅の入居者を募集します

◆申込資格／所得が公営住宅法規定に該当する方(※県外在住の方も申込可能)

◆募集住宅／(名称) 県営大石田アパート
(所在地) 大石田町大字大石田甲623-157

(種別) 公営住宅
(構造) 中層耐火構造(4階建)
(公募) 1戸(4階)
一般用・倍率優遇有・单身可

◆必要書類／県営住宅抽選申込書、85円切手(2枚)
※申込みは、下記までお問い合わせください。

◆受付期間／10月5日(月)～9日(金)
午前9時～午後4時30分

■山形県住宅供給公社 村山地域管理事務所
(霞城セントラル22F)
☎023-647-0781

10月大高根演習場の使用予定のお知らせ

風向き等によって演習の騒音が聞こえる場合がありますのでお知らせします。

◆訓練実施日／1日～31日(土日祝除く)

■陸上自衛隊第20普通科連隊神町駐屯地
☎48-1151

『やまがた縁結びたい』による結婚相談会

◆期 日／10月4日(日)、12日(月・祝)、18日(日)、28日(水)

◆時 間／原則、午後1時30分～4時30分
(1組45分程度)
※28日(水)は、午後6時～午後7時まで、山形センターでの開催となります。

◆場 所／文翔館(山形市)

◆対 象／結婚を希望する方またはそのご家族(予約制)

◆内 容／婚活の仕方、お見合い相手の紹介などについての個別相談

◆費 用／無料

◆申込み／開催前の木曜日まで、下記へお申込みください。

■やまがたハッピーサポートセンター
☎023-687-1972

重点支援地方交付金活用事業

物価高騰対応 中小企業等臨時支援金のお知らせ



エネルギー価格高騰や人件費上昇により、経済的な影響を受けている町内事業者を支援するため、臨時支援金を給付します。給付を受けるには、条件があるほか、事前の申請が必要です。ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

対象事業者	町内に事業所がある中小企業者・小規模事業者等 ※個人事業主やいわゆる一人親方も対象となります。 ※農林業や漁業等の一次産業者は対象外ですが、二次産業や三次産業を兼ねる場合は対象となります。
要件等	以下のすべてに該当する必要があります。 1. 令和8年4月1日現在で、町内に事業所があること 2. 本支援金の申請日までに納期限が到来する町税(法人税・町民税)を完納していること 3. 支援金を受給後も町内で事業を継続する意思があること 4. 政治資金規正法、宗教法人法、町暴力団排除条例、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定される団体のいずれにも該当しないこと
支援金額	従業員雇用者数(令和7年中に雇用した従業員数)に応じて支援金を給付します。 ※家族従業員・専従者は対象外です。 ア) 雇用なし・・・5万円 イ) 1人～10人・・・10万円 ウ) 11人以上・・・20万円
申請方法	下記申請書類の提出が必要です。申請書類は町HPにデータを掲載しているほか、役場と町商工会の窓口にあります。 ①給付申請書兼請求書(様式第1号) ②誓約書兼同意書(様式第2号) ③確定申告書の写し(令和7年分) ④従業員数が確認できる書類(収支決算書・内訳書ほか) ▲町HPはこちらから 
申請窓口	大石田町商工会(大石田町桂木町7-2)
申請期間	10月30日(金)まで
お問合せ先	制度に関すること……大石田町みらい共創戦略課商工観光グループ ☎0237-35-2111(内線152) 申請に関すること……大石田町商工会 ☎0237-35-2131

こんにちは☆地域包括支援センターです！



介護の相談をお受けいたします。

不安な介護を安心な介護に変えましょう あなたの介護を支えます！！

ショートステイ(短期入所生活介護)はご存知ですか？

ショートステイとは・・・

介護する方の介護負担軽減や一時的に介護ができない場合の介護をする目的で、
短期間施設に入所でき、日常生活全般の介護を受けることができるサービスのことです。

- ・介護をする人が体調を崩し、介護ができない
- ・病院を退院したが自宅でお世話するのが心配
- ・介護に疲れてしまった
- ・家族が留守になるから心配だ
- ・施設に慣れておきたい
- ・一人でいるのが寂しくて泊まりたい



そんなときには

ショートステイを
利用できます。(※)

※ショートステイは最大で30日まで連続利用が可能です。
ただし、介護度によって利用できる日数が変わりますのでご注意ください。



施設入所をお考えの方へ

町内には、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、グループホーム
といった3つの介護施設があります。

施設に入所するためにはそれぞれの施設ごとに入所条件があります。

特別養護老人ホーム
地域密着型特別養護老人ホーム

要介護3以上の認定を受けている方

グループホーム

要支援2以上の認定で医師から
認知症の診断を受けた方



詳細は各施設にお問い合わせください。

まずは介護保険の申請をしましょう。
ご相談は大石田町地域包括支援センターへ

【場 所】特別養護老人ホーム「仁風荘」内

【営業日】月曜日～土曜日 【営業時間】8:30～17:30

*12/31～1/3は休業日です。



☎36-1520